

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成26年4月10日

京都市長 門川 大作

1 許可年月日及び許可番号

平成25年9月5日 第4182号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町26番地, 26番地の1及び64番地の6

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市下京区東堀川通下魚ノ棚下る鎌屋町25番地 ベルビュー堀川2階A
富士晃ホーム株式会社

(都市計画局都市景観部開発指導課)